

## 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

令和2年12月11日(金曜日) 午後3時35分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第85号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第86号 遊佐町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 7 議第87号 新庁舎備品の取得について

日程第 8 議第88号 スクールバス(中型)の取得について

日程第 9 議第89号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について

※発議案件の審議及び採決

日程第10 発議第9号 まちづくり政策提言の提出について

日程第11 発議第10号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に関し特段の配慮等を求める意見書の提出について

日程第12 発議第11号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君	
総務課長	堀			修	君	企画課長	高	橋		務	君	
産業課長兼 農委事務局長	佐	藤	啓	之	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君	
健康福祉課長	中	川	三	彦	君	町民課長	高	橋	晃	弘	君	
会計管理者	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
教育委員会	高	橋	善	之	君	農業委員会会長	佐	藤		充	君	
教育課長												
選挙管理委員会 委員長	石	垣	ヒ	口	子	君	代表監査委員	金	野	周	悦	君

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議事係長 東海林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時35分）

議 長（土門治明君） ただいまの議員の出席は、全員出席しております。

なお、説明員としては、全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について、文教産建常任委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（齋藤 武君）

令和2年12月11日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

文教産建常任委員会

委員長 齋 藤 武

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査した結果、継続審査すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和2年12月10日

以上であります。

議 長（土門治明君） 本案に対する委員長報告は継続審査です。

よって、請願第1号は継続審査といたします。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第85号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第85号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第86号 遊佐町環境基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、貴重なお時間をいただきまして申し訳ありませんけれども、この条例に関しましては、ただいま進められております洋上風力発電、また今回十里塚海岸付近にも陸上風力の建設が予定されているということございまして、そんなところの条例改正かなと私は感じておりました。その中で、この条例の中では今までは協定を結べる範囲が町長のみという形になっているという説明でありますけれども、質問1つだけですけども、これまで行ってきた太陽光発電、そのほか陸上風力に関しまして、遊佐町では協定を結んでいるというお話でしたが、地域との中での協定はあったのかどうか、そ

このところの説明だけしていただければと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今那須議員のほうからご質問あった件ですけれども、これまで洋上風力発電等の建設に当たりましては、現条例の協定の締結につきましては事業者と町長の2者との締結となっております。現条例では、開発地となります地元のリスク管理のためということで、集落とも協定を結べるようにということで改正を今回お願いするものでございます。これまでどうでしたかというふうなご質問でございました。これまでも条例上には明記になってございませんでしたけれども、地元の代表者の皆様と、そして事業者間での協定については締結はしてきてございます。地元集落との協定の根拠についてこれまで不明だったということで、なかったということで、今回明文化するための条例改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今答弁がありましたので、今までも町としては町民の立場に立って地元との協定も結んできたという対応のお話でしたので、これからも引き続きまして町民のために、やはり安心、安全のためにそういった行動を取っていただくことを切にお願いします。

終わります。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私のほうからは、次の観点からお伺いします。

私は、まず条例案の改正案を拝見したときに、あれ、町はどこに行ったのだろう、この条項の中に町はというのがなくて、すぐ事業者と関係者というふうになっているので、町の立場はどうなったのだろうというふうな疑問を持ちました。だから、今の2番議員への回答で、そういう立会いという形で関わってきていたということは、そこは分かりました。私は、今も出ているような洋上風力とか、それから今回の陸上風力とは違ったケースでちょっと私が知っている事例がありますので、それで質疑します。これは、ある迷惑施設なのですが、迷惑施設が自分の土地の隣のところに越してくる、そこに移転することになってきたというので、どうしたらいいものだろうということで相談受けているのです。それで、当然隣に来るその根拠、例えば農振とか農地とか、そういったものはクリアして、アセスももう間もなくクリアすることです。そういういろんな条件はクリアしてくるのだけれども、どうしてもこの隣にいる私の相談者はそういう環境に対する不安が拭い切れないと、こういうケースです。それで、だから私もその人に、ではあなたその事業者、業者に掛け合ってみたらというふうに言ったのです。そしたら、おっかなくていけないというふうに言うのです。現実の力関係がすごく差がありまして、あの人のところにこういう話をしに行くのはとてもできないというふうなケースです。こういう場合に、この新しい条文が今回できました。関係者も協定の当事者となるということがはっきりするわけです。それで、これで今私が説明したように、その当事者はちょっと自分一人ではとてもあれだからという場合に、町としてはどのような対応を取ってくれるのかと。そういう力関係があるということは、事業者がまず応じないという現状の状態のときに、町としては相談者、隣に土地を持って仕事をしている関係者という人からこの条文を根拠に何とか

ならないだろうかというふうに相談来たら、どのような対応を取ってくれるのだということを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 2つご質問あったかと思います。1つ目、町の対応、今回の改正案に入っていないのではないかとということでお尋ねでございました。今回の条例化につきましては、事業者と地域、地元との間の協定の締結ができるようにということでの追加の条例改正でございしますが、町の対応につきましては条例の第15条の第1項におきまして、既に町長と事業者の協定の締結についてということの規定がございします。これまでもこの規定に基づきまして、事業者と町の間では協定の締結を実施してきたところでございます。

2つ目、協定に応じない場合の事業者の対応ということでもございました。まず、今回協定締結に応じない事業者がないようにということで、今回地元の管理リスクのために事業者と地元が協定ができるようにということで明文化、追加とさせていただいたところでございます。また、これまでも事業者と地元の間では、事業者の誠実な対応によりまして、地元からの求めによりまして協定の締結をしてきてございます。これまでも協定の締結してきてございます。あわせて、町でもその協定の立会人ということで証明をさせていただいておりますので、何らかの事案が発生した場合には、町が調整に入ることとなります。3年前でしょうか、鳥崎地内、5基の小型の風力設置いたしました。このときも地元と業者間、そして町と併せた形で協定結んでおります。稼働直後、騒音が発生して地元の方々から苦情をいただきました。その協定に基づきまして、事業者さんのほうからすぐに騒音装置設置していただきまして、対応をさせていただいたところでございます。その後につきましては騒音もなくなりまして、町でも季節の変わり目ごと、春と秋でしょうか、季節の変わり目ごとにその苦情をいただいた方に確認しておりますけれども、騒音はなくなったということで確認をさせてもらっております。そのようなことで地元と事業者間との協定は大事なのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今のお話は大体理解できたのですが、具体的な協定の今度新しい条例、改正後の条例によってどういう協定が出来上がってくるのかということをお伺いしたいと思います。事業者と町長が1つであります。それから、事業者と関係住民と言えいいのかな、2つ目あると思います。ところが、そういうのではなくても、3者協定みたいな町長、事業者、それから地域住民と連名のようなもので想定しているのか、そこのところをどういうイメージで考えればいいのかお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

これまでの事例報告させていただきますと、地元7号線沿いの風車建っている箇所の協定でございますけれども、十里塚の区長さん、そして比子下モ山の区長さん、そして事業者、そして立会人ということで遊佐町遊佐町長ということで、そんな形で連名した形で協定書のほうにそれぞれ署名を締結させていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今のお話を伺うと、あくまでも当事者は事業者と住民が当事者ですね。町は立会いですから。その姿勢は、この条例が改正後も変更がないということですか。最後の質問です。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は今年の町政座談会のときに西遊佐地区で迷惑施設等、何とか声は届けたいのだけれども、なかなかそこが届かないという町民の皆さんから声が寄せられておりました。協定書としてはこの環境基本条例見れば、町長は結ぶことができるとはなっているのですけれども、なかなか地元の声ややっぱり届かないのだなという思いしていましたし、実は高瀬地区でも1つ産廃の施設を造るときにも、町は一生懸命間に入って事業者との説明会、7回かな、あのときは、7回ほどやって、それでやっと協定も結んでスタートした。その後、工業団地でもそういう事業があったので、やっぱり町が間に入って、協定を結びながら進めてきたという経緯があります。やっぱり町長だけではなくて、それは町長とも、私も当然結ぶわけですが、地域から求めがあった場合においてはやっぱり地域の声もしっかり協定、契約に反映させるようにしたいという形で今回改定を議案として出させていただいているところでありますので、これまでやっぱり協定結んでくださいよと事業者に言うのですけれども、町の条例としてどこに根拠があるのだと本当に問われたときに、実は協定にはまだそこまで踏み込んでいないのですよねって、ですけれども協定結んでくださいませんかというお願いした経緯がございますが、今度は環境基本条例の条例に基づいて協定の締結をお願いしたいということが、根拠が明らかに示せるという形で環境保全に取り組んでいきたい、このように思っているところです。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 事前に議長の了解をいただきまして資料を配っていただきました。環境基本条例の条文全体です。これこそまさにタブレットがあれば、紙配付をせずにお手元で見られるわけですが、今回はやむなく配らせていただきました。当然議案書には、案ですけれども、15条の2項しか載っておりませんので、今話ありましたとおり、そもそもでは15条の1項は何かとか、要するに全体像が分からないと話が見えないかなと思ひまして、配っていただいた次第です。

この改正案ですけれども、一見するといいいように思えます。そして、考えていることは私も重々分かるのですけれども、ただ今の段階でこのような条文案でぼんと載せることが果たしていいのかという疑問があるものですから、今回、今発言をしているわけです。もっとも私の考え自体は、この次、討論の場でお話はしたいと思ひますけれども、それに先立ちまして、最低限お聞きしたいことを3点お聞きします。

最初に、地域生活課長にお尋ねいたします。昨日のやり取りもあったので、同じことを聞くようで大変恐縮なのですが、改めてというか、一番根本の部分です。今回15条の2項を加えるというふうにお思ひ至った立法事実というのはどういうことであつたかをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただいたとおり、事業者と地元との協定根拠がなかったということが分かりまして、まず早速この条例につきまして整備をする必要があるとうことで、事業者と地元との協定根拠

を明文化するためということで今回ご提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、特に具体的な事案があったというわけではなくて、一般論的にこの部分が欠けているので、そこを補おうということだと思います。話として了解いたしました。

次に、町長にお尋ねしたいと思います。私たちは、協定あるいは協定書というものを過去にも耳にしています。それはどういう場面かということ、臂曲地区の採石問題のときです。もちろん今話していることと全く同じことではありませんけれども、ただかなり似通っている部分はあります。そのとき、かつてはその協定を地元の団体と採石業者が結んでおりました、かなり長い間。ところが、ある一定の時期、時田町長が町長になってからでしょうけれども、協定を結ぶ主体が民民の関係から町と業者に結ぶようになりました。そのときいろいろやり取りがあったのだと思いますが、ただ少なくともそのときの町長の判断として、町執行部の判断として、その民民のやり取りの協定の状態のままでは少なくとも、いろんな理由はあるにせよ持っていけないと。だから、町と業者が協定を結ぶ形に変えたと思います。少なくともそうなっています、今も。

それで、今回の件はどういうことかともう一回条例案に戻って検討しますけれども、現に町と業者が条例上、協定に関する15条1項があるにもかかわらず、わざわざ足すということは、一見すると、その臂曲の話からすると逆の方向に行っているように思えるのです。そう考えると、そこを、繰り返します。事例は同じではないというのはあえて分かって言うわけですが、そこら辺をどういうふうに整理したらいいのか。町長は、多分一番詳しいと思いますので、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は環境基本条例ができたのが平成15年の3月議会でした。平成16年からは実は条例に基づいた町としては環境政策をやらなければならなかったはずですが、町はこれまで胴腹協という民間の機関に協定の行為を、それから交渉の相手をずっとずっとこれができて4年間ぐらいはそのままにやってきたという経過があったと思います。私、自分がこのポジションに就いて気づいたのが、町として第1回目の8.9ヘクタールの開発行為が来たときに議会にも示してもらっていない、その協定にも胴腹協の協議も知らない中で、胴腹協がこうしましたからという形で第1回目の開発行為が認可されたということがありました。私は、やっぱり8.9ヘクタール、当該事業者が買ったときの国土法の届出に当該用地の使用目的はって書く欄ありましたので、それについて岩石採取というふうに書いてあった、国土法の届出でありましたが、それも議会には詳しく説明を受けませんでした。そんな関係上、やっぱり環境基本条例にのっとれば環境審議会というところに、町の機関にしっかり議論が届くわけですから、その中で議論していただいて方向性を定めるというやり方のほうがオープンな形での議論が進むという形を判断したものですから、町としては環境基本条例にのっとって2回目は再申請でしたので、まとめることはできませんでした。この条例によりまず管理委員会、臂曲においては管理委員会というものをいろいろ意見を言う場をつくりながらそれらの協定を結んできたという経過があります。やっぱり確かに胴腹協、それからもう一つ、平成20年に実は胴腹協が、20年の初めです、許可申請してきたとき、適当でないというふうにご返答していました、胴腹協としては、それで、4月1日、遊佐町はそれに対して適当でないというふうな、臂曲の



第1回目の開発行為については適当でないという答弁を庄内総合支庁に届けております。ところが、その経過、事業者からいついつまでにしっかりした回答を出さなければ胸腹協を訴えますよと、裁判に訴えますよという内容証明付きの郵便が送られておまして、町に対して。そんな中でいくと、任意の団体にやっぱり責任を委ねるという形よりも、せっかくすばらしい環境基本条例あるわけですから、その条例に基づいた審議会に意見を求めてそれを答申するというやり方のほうがずっといいであろうと思いました。なぜならば、8月に内容証明付きの胸腹協を訴えますよという通知が来たら、9月の12日にその当時の遊佐町は、岩石採取、臂曲の8.9ヘクタールの最初の申請のときに、会議はどうやったか私は証明することはできませんが、適当に対処されたいという回答をしています。その適当に対処されたいと答えた会議の経過として環境審議会を開催した経緯は、私の知る限りではまだそういう会議が開かれたということはありませんでした。ですから、会議に諮って決めていこうということ、そしてやっぱり地元の声の反映という形をどうするかというときには、やっぱり地元も協定に参加できる方向をしっかりと道筋をつけるべきだと、このように思っています。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 3問目の3問目ですけれども、町長にとっては私から2問目ということでもう一回お尋ねしたいと思います。最後です。

そこら辺ちょっと聞いていて、私のなかなかずっと入ってこなかった部分がありました。民民でやると要するにリスクがあるということも私は言いたいのです。だから、恐らく今の胸腹の話に即して言うと、町長はリスクがあるので、町と業者を結ぶようにしたという話でした。ところが、今回の条例案については、民民でも結ぶように条例上位置づける方向なわけです。そうすると、またそのリスクがぶり返すのではないかというふうに思えるのです。だから、そこら辺が納得できる話を私は今受けなかったような気がします。ちょっと話を進めますけれども、それから町長は話合いをするのが大事だというフレーズがあったと思います。その中に環境審議会という言葉も出てきましたので、最後の1問目はこの条例改正案を町長が最終責任者として出しているわけですので、最終責任者としての手続的な部分をお聞きしたいのですが、環境基本条例お配りした4ページ、一番後ろですけれども、26条以下、環境審議会の規定があります。26条に環境審議会の仕事、こういうことを仕事ですよということが書いてあるのですけれども、1号から3号まであります。1号は、環境基本計画に関することなので、ちょっと直接関係ないので、流しますけれども、2号が環境の保全及び創造に関する基本的事項、3号として前2号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項というふうに書いております。やや抽象的な書きぶりではあるのですけれども、私のこの条文第27条第2号、第3号を読んでの感想なのですけれども、環境基本条例を改正する必要があるときには、やはりこれは町の環境に関する基本的事項を定めている条例ですので、環境審議会に諮った上で、そして諮った上でこの議会に出すという手続を踏むべきだというふうに思うのですが、ところが今回お話を聞きますと、環境審議会に諮っていないということでした。ということは、いわゆる話合いの場というのですか、を一定経ていないと。当然この議会には諮りますけれども、少なくとも環境審議会の場での協議、もんではいないという状態で出されてきているわけです。ですので、やはりそこは明らかにこの条文の改正のときには環境審議会にかけなさいという決まりは確かにはないのですけれども、だからといっていいのかというと、私は条例の趣旨、環境審議会の趣旨、あとこの条例の改正も決して軽微な改正とは私言え

ないと思うのです。ですので、やはりここは環境審議会に諮って出せば、1つ確実なステップを踏むわけですので、そのようにして今回お出しになるべきだったというふうに私は思うわけですが、そこを結果的には飛ばしたということなのですが、そのことに関して町長はそれでもいいのだというふうに思うのかどうなのか、ご所見を最後に伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、環境審議会、環境基本条例にのっとった行政をやりたいなとずっと思ってきましたが、遊佐町は不幸にして15年4月1日から何年間かそれにのっとった行政をやっていなかった。その大変貴重なあれが今臂曲地区の大きな係争になっているという形ありますし、第31条によれば必要な事項を町長が別に定めるとなっていますので、私はこれで十分、町民の皆さんからも私たちも条例に参画したいという形であれば、それはどうぞ受け入れていいのではないかと。そして、町と一緒に町民のサイドに立ってしっかりと説明をお願いしたりするというこれまでのやり方をしっかりと踏襲していきたいと思っています。

以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5番、齋藤武議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対の立場からお願いします」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、5番、齋藤武議員、登壇願います。

5番（齋藤 武君） 議第86号に関し、反対の立場から討論を行います。先ほど質疑の中での触れたことと重複もあるかもしれませんが、また少々長くなるかもしれませんが、あらかじめお許しください。

最初に申し上げたいのは、遊佐町環境基本条例とはこの町にとって極めて重要な基幹的な条例であり、必要であればきちんとした検討を行い、しかるべき手続を踏まえて適宜改正を重ねながら、町民と時代の要請に応じていくべき条例だということです。したがって、適切な内容であれば改正すること自体に何ら異議を差し挟むものではありません。ただし、自然環境保全の在り方をめぐっては、関係者間で利害が鋭く対立するケースがあり、それらを調整する役割を担うこの環境基本条例は、解釈や運用に相違や疑義が生じないよう、とりわけ綿密なつくり方をする必要があると考えます。その前提に立って考えるならば、今回上程された条例案、つまり条例改正案は、主に次の3つの理由により不適当だと考えます。

まず1つは、文章表現の見地からです。第15条2項の条文案は、議案書を読んでいただくと分かるように前段と後段、それぞれ文章的に2つに独立させることができる事業者に対し努めなければならないという努力規定で構成されています。そこで、最初に前段について検討してみます。ここから先は、議案書には記載ありませんので、お手元の条文を参照いただきたいと思います。まず、15条の見出しは、環境の保

全に関する協定の締結となっています。ところが、15条2項の条文案の前段は、協定の締結には直接関係のない内容です。一方、現行の環境基本条例の第5条は、見出しとして事業者の責務と記され、見出しに關係する条文が記されています。ここで、改めて15条2項の条文案前段を見てみると、責務とまではされておらず、努めることまでを事業者に求めています。条文の内容からは15条よりも5条の内容に思えます。そこで、第5条2項を見てみると、努めるとともに、中略して、最後責務を有するという表現があります。15条2項の条文案前段は、關係住民にとって重要な意味があると考えられるので、15条2項で表現するよりは前段部分は独立させ、例えば事業者は關係住民（周辺地域内に住所、もしくは居所、または事務所、もしくは事業所を有する者をいう。以下同じ）との良好な關係を構築するよう努める責務を有するなどという条文にして5条3項を新たに設け、そこに入れ込むほうが適切に思えます。

次に、15条2項後段の検討ですが、確かに協定の締結に関する文言なので、位置としてはこのままで適切だとは考えます。ただし、これでは無防備過ぎる条文案です。例えば周辺地域の定義が曖昧なので、背信的悪意のある事業者が恣意的に周辺地域の範囲を設定し、何らかの懐柔策を弄して協定を外形的につくり出すようなケースが考えられます。協定に基づく協定書は、場合によっては開発行為の許認可を行政庁に申請する際の添付書類として求められることがあり、とりわけ慎重な扱いが求められるはずですが、また、締結された協定の実効性についての担保に関しても具体的に何ら触れられていません。町が関与しての管理委員会の設置や、それだけでなく、せめて立会人を町にするなどの方法を検討すべきではないでしょうか。

今回このように条文を検討した結果、むしろ改正すべきは現在の15条を補強するような方向だと思えます。現在の15条は、町長は環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとするがありますが、ここで終わっています。つまり協定について町長のアプローチを受けた事業者のリアクションについては、15条では何ら規定されていません。では、どこにあるのかというと、先ほど触れた第5条2項にある、事業者は、中略、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するという条文で包括的に規定しているのだと思います。もし仮に今回の改正案ごおりの条文が成立した場合、15条2項に関しては事業者の努めに関して協定を求められた場合には誠実に応じるようにとある程度具体的に、しかもすぐそばに書かれることとなりますが、1項における事業者の努めは遠く離れた第5条2項後段に抽象的に書かれたままといううちはぐな状態となります。民間同士の協定を重視するとしても、離れたところにある5条2項は見落とされるおそれがあり、そのような意味で複雑化させるような今回の改正案は適当ではないと考えます。

次に、反対する2つ目の理由を申し述べます。それは、關係住民が協定を結ぶことの意味合いにあります。そもそも協定あるいはそれに基づき作成されるであろう協定書とは、非常に重い意味のあるものです。協定という文言には、あたかも問題が解決したかのような響きがありますが、事業の撤退に関するような協定であればまだしも、多くの場合は關係住民による苦渋の決断にほかなりません。つまり本当であれば環境を壊すような事業はしないでもらいたい、あるいは今の操業は止めてもらいたいと思っても、私有財産の処分や経済活動に関する自由というものが立ちはずかたり、または既にされてしまった許認可などにより願いがかなわない場合、少しでも自然環境を保全して静穏に暮らしたいという苦渋の防衛ラインが協定であり、協定書なのだと思えます。なお、念のため申し上げますが、今述べた關係住民が事業者と結

ぶような協定は民間同士の契約行為なので、環境基本条例に記載があるとなかろうと自由にはできません。現にこれまで、環境基本条例に基づかず締結されてきた民間同士の協定はあるはずで。

今回の改正案を出した町の意図として、これまで条例に基づかなかった民間同士の協定を条例に書き込むことにより、その位置づけを明確化したいという思いそのものは理解できますが、条例に書き込むことは時としてもろ刃の剣であり、やるならば慎重にすべきだと考えます。つまり本来協定の効力が条例に特段の規定でもない限り、条例に基づくものであろうとなかろうと理論上は変わらないはずで。しかし、条例に位置づけられることによって、実際上の扱いは変わってくるのだとも思われます。だからこそ、町は民間同士の協定を条例に位置づけようとしたはずで。

話を戻しますが、そのような苦渋の協定を具体的に関係住民の誰が結ぶのかという問題もあります。例えば風力発電のような広範囲に影響が及ぶと考えられるような開発行為の場合、すぐ真下の住民だけで仮に協定を結んだ場合、事業者は既に協定を結んだからとして、やや遠方の関係住民の不利益が顧みられなくなるおそれがあります。その場合、不本意ながらも協定を結んでしまった真下の関係住民の立つ瀬がなくなることが心配されます。あるいは、地縁団体が協定を結ぶような場合、役員だけではなく構成員からの同意を得ることが制度的に担保されていなければ、後々地域の亀裂を生むおそれがあります。また、既に操業している事業者と事後的に協定を結ぶ場合は、被害がある程度想定されますが、想定の高い新規事業の協定を事前に結ぶ場合は、一般に調査能力が乏しいと考えられる民間の関係住民にとっては酷なことになります。そして、これらが事業者からの不適切なアプローチに基づくものではなく、真に関係住民の意思の発露としての協定の締結であることも担保すべきだと思いますが、これも難しいことです。このように民間同士の協定は大変デリケートなものです。今回の条例ではその辺りの手当てがなされていません。

さらに加えるならば、今回の改正どおりの条例になった場合、新たに設けられた民間同士の協定と既存の町長と事業者との間の協定という2つの協定の関係性が不明確です。重疊的な協定の締結を事業者に求めるのであれば関係住民にデメリットはないでしょうが、もし事業者が任意に協定の締結先を選べるようであれば不測の事態も考えられます。

話を繰り返しますが、環境基本条例は利害の対立する関係住民と事業者を調整するために運用されることがあります。しかし、時として調整がうまくいかず、最終的には関係住民を巻き込み、裁判の対象になったりするようなことも考えられます。そのようなことがないよう、また仮に起きてしまっても、関係住民のダメージが最小限になるようそもそも制度設計をきちんと検討し、その上で条例の構成と条文を検討すべきだと思います。

最後に、3つ目の理由として、手続上の不十分さを指摘します。環境基本条例には遊佐町環境審議会の定めがあります。そのうち第26条では、審議会における3つの調査審議事項が記されており、1号は省略しますが、2号では環境の保全及び創造に関する基本的事項、3号では1号と2号以外の環境行政に関する事項を町長の諮問に応じて調査審議することになっています。私は、今回の条例案は今述べた審議会の調査審議事項に該当すると思います。確かに一部には協定に関するような手続条例的な部分がある環境基本条例ではありますが、基本と名がつくように、おおむね基本理念を書き連ねた条例だと判断できます。そこで、2号の環境の保全及び創造に関する基本的事項に該当するでしょうし、もし仮に該当しなくても、

3号には該当するはずですが、もちろんしゃくし定規に審議会を事前に開催せよと求めているわけがありません。例えば明らかに軽微な条例改正であれば、事前開催はしなくても足りるかもしれませんが、今回は数多くの論点を含む重要な改正だと考えます。どのように影響するか不明なところもありますが、折しも今具体化が進められている陸上及び洋上での大規模な風力発電事業にも協定の在り方は関係する可能性もあり、そうなれば多くの町民にとっても影響を及ぼす可能性がある条例の変更案です。やはり事前に環境審議会で検討すべきだと考えます。なお、今回私は議第86号に関し、当初修正案の提出を考えました。しかし、今述べたように、さきに環境審議会の検討を踏まえるべき条例改正案であると考え、提出を見送りました。

さて、事例はやや異なるところがありますが、私たちは臂曲地区の採石問題をめぐり、協定の重要性は学んできたはずですが、皆様ご存じのとおり、当初は民間同士の協定でしたが、後に町が協定の主体になりました。ここには、民間同士の協定は関係住民に荷が重過ぎるとの町の判断があったはずですが、その後、協定に基づき管理委員会を設置し、それが曲がりなりにも一定の歯止めの役割を果たしたことは事実だと思います。今回の条例改正案は、臂曲採石問題でたどった歴史の流れと逆の方向のようにも見えます。だとすれば、どのような必要性があるのか、より一層の検討や理由づけが必要なはずですが、それがなされたような形跡がありません。環境行政も積み重ねが大事なはずですが、地域生活課だけ、あるいは企画課だけでなく、知恵を寄せ合い、より環境を保全する自治体を目指すべきだと考えます。

以上、私なりの多少の提言も含め、反対の理由を申し述べました。生煮えの改正案を通せば禍根が残ります。議員各位の賢明な判断を切に望み、反対討論を終わります。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

4番、佐藤光保議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） 私の反対する理由は、非常に簡単であります。先ほど町長が5番議員の質問に対する回答の中で、ここの変更の根拠はどこにあるのだというふうに言ったときに、町長は31条、委任のところを指さしました。こういう状況では私はちょっとこれは不十分だと思います。この委任というのは、法律の施行に関して町長が規則で定めるようなレベルの場合ですので、そういったことは規則を定めることができるという程度の権限が委任なのであって、今回の改正案のように本文の内容を1項と同じくらいの重みを持つ2項を置くような場合は、それは委任ではできないというふうに私は考えます。そういうことを理由に私は反対です。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第86号 遊佐町環境基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手少数です。

よって、本件は否決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果についての報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（菅原和幸君）

令和2年12月11日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

### 審査結果報告書

令和2年12月9日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

#### 1. 審査を付託された事件

議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）

#### 2. 審査の結果及び意見

令和2年度遊佐町一般会計補正予算ほか、5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

#### 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、拒否しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第7、議第87号 新庁舎備品の取得についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。



（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。  
これより議第87号 新庁舎備品の取得についての件を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第88号 スクールバス（中型）の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私からお尋ねしたいのは、このスクールバスの用途、目的についてお伺いしたい  
と思います。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

本件で取得するスクールバス中型2台につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業によるものでございまして、スクールバスの更新、増車による密対策を目的とした購入整備であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 統合に関連するものではありませんか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 小学校統合後の利用もあるかもしれませんが、今回の整備についてはあくまでも密対策ということで購入目的を設定してございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 念を押しておきます。あるかもしれないのですか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

予定しております統合時に使用するバスの台数は、現状の台数よりも多い台数でございますので、当然使うことになるということでございます。

議長（土門治明君） これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

4番、佐藤光保議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） ただいまからスクールバスの取得について、反対の討論を行います。反対の理由を述べながら討論を行います。

私が思うに、スクールバスでは6年間、1,000回を超えて通学しても、児童が環境になじむことはないというふうに考えます。晴れの日、雨の日、雪の日、毎日歩くことにより環境は血となり肉となるのです。

「子どもと歩こう運動」YUZA宣言基本認識1、歩くことは人間の基本であり、子供時代にこそしっかりと身につけることが必要であるであります。

ところで、今回の一般質問において統合後の教職員数を尋ねると、人事に関するもので、発言は控えるという物事を隠蔽する言い回しが登場し、中央で起きていることは、ここ遊佐町でも起きているとの感を持ちました。ここにおいて隠蔽せんとする事物は、まさしく義務教育費の削減であります。そもそも学校統合は、義務教育費の削減が目的なのであります。片や新校における増築、廃校後の維持管理の費用がかかるということが起こります。これらを町が決められないことだから、国の補助があるからなどといういろいろ言います。しかし、煎じ詰めれば、我が町民をはじめとする国の税金の問題であります。このようなことでは持続可能なやり方と言えるでしょうか。SDGs、持続可能な開発目標第4、質の高い教育をみんなに。ターゲットA、子供、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築、改良し、全ての人々に安全で、非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにするとあります。コロナ禍で新しい日常が求められるこの期に及んでも旧態依然として学校統合を錦の御旗として突き進もうとする姿勢は異様であります。豪雨災害で我が町も縁のあります宮城県丸森町では、コロナ禍を理由として小学校統合を延期すると報道されました。山本由美和光大学教授の言葉を紹介して私の討論を終えます。学校がなくなれば地域は間違いなく衰退し、廃れていく。切磋琢磨は教育学的俗説である。

以上であります。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第88号 スクールバス（中型）の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第89号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） それでは、今回の89号、請負契約の変更に至った内容についてお尋ねいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

広畑橋につきましては、昨年度より工事のほう着工してございます。昨年度につきましては、右岸側の橋台の築造ということで実施してございます。今年度も引き続き、左岸側の橋台ということで築造のほうに着手してございます。工事の内容変更でございませぬけれども、当初の設計の段階におきましては、橋台の床掘りにおきまして表土が玉石混じり土だったということで、玉石混じり土での設計ということにしてございました。フーチングまでの床掘り深さ、GLよりマイナス10メートルとなりますけれども、GLマイナス5メートル付近より岩盤が発生しております。試掘を実施しての作業であればその辺の詳細、下の部分分かるわけですが、工事を進めながらの掘削ということでございませぬので、進めながらマイナス5メートル付近から岩盤が発生したということになります。この岩盤についての取壊し、大型ブレーカーによる岩盤の破碎取壊し、そしてこの岩盤取壊しの岩の掘削運搬に係る経費が増したということで、このような形で増工となったものでございませぬ。

以上でございます。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 同じような質問になるかもしれませんが、また、昨日もお尋ねしたことの繰り返しになりますけれども、念のためお聞かせいただきたいと思っております。

昨年右岸側、今回左岸側ということでした。昨年もほぼ同じような形で増工があって、金額の事後的な追加がありました。そのときの理由もたしかほぼ同じような理由だったと思っております。大きな岩脈に当たって、手間を必要以上に食ったと、お金がかさんだということでした。と考えれば、これは本当に常識のレベルです。素直に考えての話なのですけれども、当然すぐ対岸の左岸、しかも私も測ってはいない、目測ですけれども、右岸側より左岸側のほうがいわゆる崖が高いのです。そうすると、なおさら深い位置まで掘ることになるでしょうから、より岩脈に当たる可能性というのは普通に考えて、素人が考えても、ほぼ確実だと思われる場所だと思っております。ところが、今回は最初玉石混じりだったから、そこまで玉石ではないかという設計だったという話ですけれども、どう考えてもそこは腑に落ちてこないのです。しつこいようでも、やはりそういう設計でいったのかどうか、それともちらっとはひょっとしたら出るかもしれないという思いもあったのかどうか。そこは本当に難しい話ではなくて、本当に常識的な話です。山手のほうの場所であれば石は出るだろう。しつこいですが、去年も同じようにして石が出たという場所であれば当然出るでしょうと、それなりの金額がかかるでしょうというのが、最初の段階からそこを入れ込んだ設計金額になるのがどう考えても普通だと思うのですけれども、そこら辺の認識をどのようにお持ちか、1点だけお聞かせください。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えします。

先ほど申したとおり試掘はできないと、当初の段階で現地を調査して、現地を確認しながら踏査して玉

石混じりであるということでの設計を積算したということでございます。設計に当たっては、当然数量計算を用いて土質、土質がもっと分かればですけども、玉石混じりを何立米、岩盤何立米ということで試掘すればしっかりした数量をつかめるわけですが、試掘もできないと、そういうことで現地のほうを見れば玉石混じりですと。数量の確定ができないということでまず表土、現地を確認しながら玉石混じり土の掘削を進めていったということでございます。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。  
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

9番、阿部満吉議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論です」の声あり）

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、9番、阿部満吉議員、登壇願います。

9番（阿部満吉君） それでは、反対討論を行わせていただきます。

議第89号、広畑橋下部工事の工事費増額議案につきましては、昨年の12月議会、第533回議会でも同様の補正議案が提出され、承認されております。この89号議案にしましても、9月議会、第69号にて議決されたものではありませんが、9月に上程された時点で追加補正があるのではと心配しておりましたことが去年同様再現された形となり、大変残念に思います。

遊佐町の入札請負工事は、いまだに入札さえしてしまえば工事費の増額はたやすい入札方式が続いていると考えます。議会のチェック機能向上と担当職員のスキルアップのために、あえてこの議案に対して反対したいと思います。

以前こんなことがありました。現在の遊佐中学校校舎東教室のベランダにはコンクリート躯体の上に木製の手すりがありました。コンクリートと木材は相性が悪いですから、5年もしないうちに雨で劣化し、脱落の危険から木材に代えてステンレスパイプの手すりに交換する工事が発注されたところご想像ください。工事費入札価格5,000円、安く入札した業者はステンレス加工の技術も持ち合わせていませんでしたので、外部に下請を発注いたしました。ところが、完成間際になって入札された金額では工事費が足りないということで、残り10メートルほど残し工事を中止し、引き揚げてしまいました。その後工事は再開されず、2年ほど放置された後、新たに予算を組み、完了した事例があります。事前に工事方式を入念に打ち合わせたにもかかわらずでございます。

今回の事例でもこの工事は昨年と同じ工事箇所であり、地下の岩盤等条件は周知の上での入札が行われ、前回と同じ追加補正議案が出されたこととなります。議会としても工事費の積算の甘さを指摘せざるを得ません。と同時に、契約どおりに完成させる企業努力にも期待したいものです。とはいえ、入札方式を変えないと職員の負担も大きく、改善はなされません。酒田市を含め近隣市町村では、工事費の増額補正はあり得ないと聞いております。計画行政を遂行するためにもいま一度考える機会が必要と考えます。

以上をもって反対討論といたします。

議長（土門治明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第89号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第10、発議第9号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

これより発議第9号 まちづくり政策提言の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、発議第10号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に関し特段の配慮等を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

これより発議第10号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に関し特段の配慮等を求める意見書の提出につい

ての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第12、発議第11号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

これより発議第11号 誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第542回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後5時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年12月11日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 本 間 知 広

遊佐町議会議員 那 須 正 幸